

仕 様 書

- 1 業務名 令和8年度旅行者誘客のためのパブリシティ業務(以下「本業務」という。)
- 2 業務の期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 業務の目的
関西及び中四国エリアからの交通網、また鳥取県内の観光素材(砂丘、大山、温泉、食、蟹、星、サイクリング、サウナなど)を組み合わせて情報発信を行うことで、旅行者誘客に繋げることを目的とする。

4 業務の内容

鳥取県の観光資源(鳥取県観光連盟ホームページ(<http://www.tottori-guide.jp/>))を参照し、次の(1)～(7)の条件を満たすこと。

(1) パブリシティの内容

ア 内容

鳥取県での旅モデルが十分紹介され、交通アクセス、体験・観光スポット、グルメ、温泉・宿等、鳥取県内を周遊し、鳥取県内での宿泊を促進するような内容のものであること。(現地取材あり。)

イ 重点エリア

関西及び中四国

ウ 媒体の種類

- ・テレビ番組の放送によるパブリシティ
- ・WEBもしくはSNS、インフルエンサーを活用したパブリシティ

(2) テレビ番組の放送期間、エリア等

露出時期	本数(*)	放送エリア・内容	露出ポイント (できるだけ以下のポイントを番組内容に反映させること)
令和8年 (2026年) 4月～8月	2本程度	関西・中四国エリアでの番組又は番組コーナー (全国ネット可)	<ul style="list-style-type: none"> ○谷ロジロー原作の「遙かな町へ」映画化(秋公開予定) ○「鳥取砂丘」「大山」などの自然を基軸に据えたイメージ発信 ○「温泉文化」や「城」などの文化や歴史に焦点を置いた魅力発信 ○鳥取ならではの自然体験 <ul style="list-style-type: none"> ・アドベンチャーリズム ・星空観察など ・「鳥取うみなみロード」(とっとり横断サイクリングルート) ○関西、中四国からの交通アクセス情報 <ul style="list-style-type: none"> ・所要時間の短さ、無料区間(マイカー) ・北条湯原道路(倉吉道路・倉吉関金道路:倉吉西IC～倉吉南IC)の供用 ・名探偵コナンラッピングの特急スーパーはくと
令和8年 (2026年) 9月～	2本程度		<ul style="list-style-type: none"> ○「蟹」「鳥取和牛」など鳥取の食及び旅館・ホテルの紹介 【令和8年下期に取り上げる項目】 ○ウェルカニキャンペーン ○因幡伯耆國 開運神社巡り(令和9年未年)

*本数は目処。

*全4本のうち、関西での放送を2本以上とすること。(全国ネット可)なお、原則1番組につき1本とみなす。

(3) WEBもしくはSNSを活用したパブリシティの実施時期など

露出時期	本数(*)	露出ポイント (できるだけ以下のポイントを内容に反映させること)
令和8年(2026年) 4月～6月	1本以上	○夏季の旅行シーズン誘客を促進するWEB記事等の掲載
令和8年(2026年) 7月～	2本以上	○「(2) テレビ番組の放送期間、エリア等」露出ポイントと同様

*WEB記事等の掲載の場合は1記事につき1本とみなす。また、1記事の文字数は800字以上とし、A4縦サイズ相当1ページ以上とする。

(4) 拡散力のあるインフルエンサーを起用した旅動画を2本以上作成。インフルエンサー自身のInstagram、Tiktok、X、Youtubeなどで投稿。

*原則1投稿につき1本とみなす。

*1投稿あたりの動画時間は60秒以上とする。

(5) 効果測定

ア テレビ番組の放送によるパブリシティ

番組放映の実績(広告換算金額等)についての効果測定を行うこと。

イ WEBもしくはSNS、インフルエンサーを活用したパブリシティ

可能な限りPV数等の数値等を用いて反響が客観的に把握できるよう報告を行うこと。

(6) 留意事項

ア マスメディアを招聘し、鳥取県の観光資源を取り込んで訴求ポイントを提示すること。

イ 番組の放映に際しては、マスメディアの選択及び交渉、取材その他これらに関する一連の業務を実施すること。本業務を達成するために必要な一切の経費は受託者の負担とする。

ウ パブリシティ活動で得た感触、関西・中四国エリアでの動向等の情報について報告すること。

(7) 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、鳥取県がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、鳥取県は、受託者がその使用に関して要した費用を負担する。

5 その他

(1) 本業務を達成するために必要な一切の経費は、受託者の負担とする。

(2) 本業務に必要な営業活動や資料作成は受託者の責任において行うこと。また受託者は本業務の進捗状況を毎月、報告すること。

(3) 受託者は、必ず本業務に係る契約を締結した後、鳥取県内の観光素材の視察を行うこと。

(4) 受託者は、放送の実施又は記事の掲載を証する資料(放送証明付き媒体、総視聴世帯数及び広告費換算等により放送の反響が把握できるもの)を鳥取県に提出しなければならない。

(5) 本業務の契約金額は、放送又は掲載され、その結果、視聴者に情報が提供されることの対価である。よって、放送局等との交渉や調整の結果、掲載又は放送できなかつたり、企画書の内容と著しく異なつたりした場合は、契約金額の全部又は一部を支払わないので、あらかじめ注意すること。

(6) インフルエンサーが作成した動画を鳥取県が観光PRの取組で使用する場合は、無償使用できるものとする。

(7) 動画作成にあたっての関係各所と連絡調整、取材は受託者が行う。この時、撮影や画像使用等による肖像権及び著作権について必要な手続きを行うこと。成果物に係る著作権、肖像権等について第三者と紛争が生じた際は、受託者は直ちにこれを鳥取県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決することとし、鳥取県は責任を負わない。

(8) この仕様書に定めのない事項又は、この仕様書に疑義の生じた事項については、鳥取県と受託者が協

議して定める。